

鎌倉幕府の庭中

藤原良章

はじめに

(二七五)
建治元年のこと、文永の役における先駆けの勳功が認められなかつたことにつき、直接幕府へ上申するため鎌倉に來ていた竹崎季長は、「かたぐ御奉行に申し候へども、とり申されず候をもて、直に」引付頭人であり御恩奉行でもあつた秋田城介泰盛に「御庭中」するに及んだ。この訴えは認められ、季長は、他の百二十余人の勳賞が大宰府に仰せ下されたのと異り、泰盛の手から、「直に」「御領押領の御下文」⁽¹⁾を賜つたのである。この季長の訴は、以下の点で当時の一般的訴訟とは異つてゐる。まず第一に、これが「庭中」であり「直に申しあげて」いる事、第二に、その結果「直」に下文を賜つたことの二点である。

現在定説となつてゐる石井良助氏の研究⁽²⁾によれば、この「庭中」とは「越訴が本案判決の過誤に対する救済手続であつたのに対し、訴訟手続の過誤に対する救済手続」のことである。即ち、原判決を前提とし、その「法令違反のみ」を対象としてなされる再審制が越訴であり、手続過誤救済のための再審制が「庭中」である、とされてゐるのである。たしか

に『竹崎季長絵詞』（以下『絵詞』と略す）には「本訴」という言葉があり、季長が何かしらの訴訟に関わっていたことが分るのである。この「庭中」は季長の軍功だけを根拠とし、「本訴」の手続は全く問題にされておらず、これが「本訴」の手続過誤救済を求めたものとはいえない。ところが、『沙汰未練書』⁽³⁾には「庭中者、諸事本奉行人不取申一事也」とあって、「かたゞ御奉行に申し候へども、とり申されず候をもて」「庭中」した季長の場合と符合している。また、同書の越訴の項には、「被成御下知之後」とあり、原判決の存在が越訴の前提となることが分るが、「庭中事」には「先下知」のような文言は全くない。『沙汰未練書』による限り、「庭中」を手続過誤に対する再審制と考える必要はないではなかろうか。

石井氏は、また、「庭中」は「記録所、文殿に存する法廷を意味したもので、武家がこの言葉を公家法より借用し」たものであり、「庭」は幕府評定所を意味するとされた。⁽⁴⁾しかし、公家の庭中が確認されるのは正應六年以降のことであり、⁽⁵⁾現存史料からみる限り、逆に公家が武家より「借用」したものと考えられる。また、『御成敗式目注 池邊本』（以下『池邊本』と略す）には、「庭中トハ直ニ御所ヘ参リ、御庭ニシコウイタシテ、將軍ノ御出ヲウカヽイ、直ニ目安ヲサヽケテ、直ニ事ヲ申上ル也」とあって、庭中を庭からの直訴として説明している。これがそのまま鎌倉期の実態であるとは断言できないにせよ、季長が「直に申しあげて」いる事とやはり符合するのである。そして、この注によれば、「先下知」も手続過誤も、「庭中」とは直接的な縁を持たないものであった。

鎌倉期には、訴訟の判決を下達するために裁許状が発給された。これまでの幕府訴訟制度の研究は、もっぱら裁許状が発給された場合や、そうした「制度」内の訴訟を扱つてきたと思う。たしかに私達は季長が庭中に及んだという事実を知つてゐる。しかしそれは残された幕府発給文書からではなく、『絵詞』という絵巻からなのであって、仮に季長に下された下文が伝來した場合でさえ、私達が季長の地頭職補任に至る経緯を知り得たか否かは疑問である。今一度『絵詞』に立ち返つてみると、この「庭中」が口頭で行われていることを知る。厳密な訴状提出と文書審理、更には対決といった一連

の過程を経ての裁許状の発給と異なる、泰盛と季長の口頭による意志の伝達、その結論としての補任状。こうして考えてみると、残された文書からは知ることのできない場面が、この季長の例の他に多数存在したと想像するのは実にたやすいことである。とすれば、鎌倉幕府の訴訟を云々する時さえ、私達はどうしても現存史料の背後に広がる茫然とした口頭の世界に立ち入らなければならぬであろう。

紙背文書としてからうじて現在にまで伝來した某書状は次のように語る。

ひむかしはいしの事、いま一たひていちう(庭中)とかや(?)をし候て、申候ハむするにて候を、このほとし(以下欠)

「とかや」と、實に自信なげに、またあやしげに表現された「庭中」。『沙汰未練書』にも「以_レ詞申_レ之」とされた、この「庭中」こそ、既に消滅した過去の口頭の世界に一步でも踏み込む恰好の入口であろう。そして、その検討から、幕府の訴訟に関する新たな視点を模索することもできると思うのである。

一、庭中言上状——六波羅・鎮西

『沙汰未練書』「庭中事」には、「京都ニハ、定ニ奉行人、以ニ申狀ニ申_レ之」とあり、関東では口頭を以て庭中言上するのに対し、六波羅（及び鎮西）では文書が作成されていたことが分る。ここで「申狀」と表現された庭中言上状（庭中申状・庭中状とも）と、一般の申状との様式上の差は、前者の初行に「某謹庭中言上」、末尾に「恐ニ庭中言上如_レ件」等、それが庭中言上状であることを明記している点にある。本稿のテーマである口頭の世界に入る前に、ここではまず、そうした文書を素材として庭中を概観しておきたい。この場合、対象となるのは、六波羅・鎮西両探題である。

先に結論を示すならば、庭中言上状の機能は、奉行人をこえて、直接引付等を対象に提起される直接請求だという点に、一般の申状との差異が認められる。単純化すれば、〈庭中とは、奉行人をこえた直訴である〉。例えば、石井氏が一事

両様の訴という手続過誤救済を求めたものとされた、六波羅あての一庭中言上状がある。しかし、それは一事両様の訴があつたために提出されたのではなく、奉行人に対し、訴人を一事両様の咎に処すよう要求したにも拘らず、それが直ちに実行されなかつたためになされた、引付への直接請求だつたことが確認されるのである。

(一) 六波羅探題の場合

その庭中言上状とは次のようなものである。

(A) 「衆徒申狀
(端裏書) 嘉元二十

比正ハ嘉元二十廿九上三
先ツ可有御沙汰

高野山金剛峯寺衆徒等御引付庭中言上

紀伊國湯浅二郎兵衛入道淨智并西佛、宗春、致ニ一事兩様訴訟ニ上者、可レ被レ行ニ其咎ニ處及ニ御豫議ニ條無レ術子細事、

副進

一通 淨智等申狀案 乾元二年閏四月 日
五番御手奉行津戸入道尊圓

一通 同人申狀案 嘉元二年六月 日
一番御手奉行飯尾六郎頼定

一通 頼定盛久申狀案 同十月十四日

(本文以下略) (8)

この庭中言上状は、乾元二年閏四月、訴人湯浅二郎等の訴が五番引付（奉行尊圓）に賦られ、ついで嘉元二年六月、同様の出訴により一番引付（同頼定）に賦られた、即ち一事両様の訴をしたとして、その咎に処すよう要求したものである。そして事書に「可レ被レ行ニ其咎ニ處及ニ御豫議ニ條無レ術」るとあるとおり、同様の要求は以前からもなされていたのである。まず、衆徒は同年十月十四日、新たに賦られた一番引付奉行人頼定に対し、その不当を訴える申状を提出した。⁽⁹⁾ 頼定は

その請求を正当なものと認め、該訴訟を「一具可_ニ渡進_ニ之由」明記した、五番引付奉行人尊圓あての「頼定盛久狀」(A)の副進文書)を、十月十四日付で発給した。

ついで十月十七日、衆徒はこの「頼定盛久狀」を副えて、今度は当初賦られた五番引付奉行人尊圓に対し、訴人を一事両様の咎に処すよう請求する申状を提出した。⁽¹¹⁾ この申状につき、尊圓が直ちに沙汰しなかつたことに抗議して十月二十九日に提出されたのが(A)庭中言上状であることは、前述のとおり「及_ニ御豫議_ニ條無_レ術」とあることから明らかである。また、その初行の「御引付庭中言上」という文言から、それが引付に対する直接請求だつたことは疑いない。

(2) 鎮西探題の場合

三問答を終えたある訴訟の中で、次のような庭中言上状が提出された。

(前欠) 令_レ進_ニ上頭人御方_ニ之旨、奉行人住吉神主被_レ申之条、早以_ニ追進狀_ニ、可_レ被_レ經_ニ御沙汰_ニ之由、爲_レ被_ニ仰下_ニ、恐_ニ庭中言上如_ニ件、
〔『青方文書』一〇二号〕

この白魚九郎入道行覚庭中言上状は前欠であるが、現存部分は次のように解されよう。

奉行人が(追進状を)引付頭人へ進上するように言つた(ので提出する)。この追進状につき沙汰するよう(奉行人に)仰せ下されるよう。

というのも、ほぼ同時に提出された次のような庭中言上状があるからである。

〔『端裏書』
「追進狀同具書案」〕

庭中

肥前国御家人白魚九郎入道行覚謹庭中言上

(以下略)

鎌倉幕府の庭中(藤原)

(100号)

端裏書によれば、この庭中言上状 자체が追進状である（具書が庭中言上状の様式をとることはまずないだろう）。もし追進状が奉行人あてのものであれば一般的申状の様式をとるはずであり、実際行覚追進状案（一〇四号）が存在する。即ち、奉行人がこの追進状の受理に難色を示し、行覚が直接頭人に追進状を提出しなければならなかつたために、これが庭中言上状の様式をとる必然性があつたと考えられるのである。

また、その後、行覚が証拠書類を追加申請した庭中言上状も、「まだ重要な書類が残つてゐるので（奉行人に）提出したところ、（引付）頭人に言上するよう奉行人が言つた（ので言上する）。今回提出分を本訴に加えて注進するよう（奉行人に）仰せ下されるように」と解され⁽¹³⁾、やはりこれが庭中言上状たる所以をはつきりと示している。

この他、鎮西探題あての庭中言上状の多くに「為_レ被_レ仰_ニ下御奉行人某」の類の文言が確認されるのであつて、これ等も六波羅の庭中言上状と同様に奉行人をこえた直接請求だつたのは明らかである。

以上のように、六波羅・鎮西の庭中言上状は、奉行人をこえ引付等に直接請求するためのものであつた。「庭中者、諸事本奉行人不_ニ取申_ニ事也」という『沙汰未練書』の簡単な説明は、その一面をうまく表現していたといえよう。だが、こうした制度が何を母胎に成立したかについては、やはり幕府の中核、関東の事例にあたらなければなるまい。

二、庭中言上の世界——関東

⁽¹³⁾ 德治二年五月、関東で提出された平経幹申⁽¹⁵⁾状に次のような一節がある。

御前庭中刻、去正應年中、爲_ニ鴨田民部大夫行兼_ニ出家奉行、申_ニ立于越訴、

『沙汰未練書』によれば越訴に至る経緯として、①越訴方に属し、申状を以て「先_ニ下知」につき異議を申し立てる→②謂れがあれば「内談」の時「入門」を以て沙汰する→③「誠先度沙汰眼前有_ニ參差之儀」者再審を開始する、と説明され

ている。これと経幹の越訴提起との違いは、経幹が①の手続を経ず（ないし、この段階で提起が棄却されたため）、直接「御前」（評定あるいは寄合）に庭中したことである。即ち、この庭中も越訴方（越訴奉行とも）をこえ直接御前に訴を提起しており、これまで論じた庭中言上状と同様な性格をもつていて。と同時に、石井氏のように、越訴＝本案判決に対する救済手続、庭中＝訴訟手続過誤に対する救済手続、と、越訴と庭中が救済制なし再審制としてパラレルな関係にあつたとすることが誤りであることは、これを以て明らかである。

以上により、庭中は「奉行人をこえた直訴」という本質をもつていたことが確認されるが、以下、これに基づき、関東の庭中について、まずは『池邊本』の「庭中トハ直ニ御所ヘ參リ、御庭ニシコウイタシテ」「直ニ事ヲ申上ル」という注が正しいものを、具体的な「にわ」の機能を軸に検討していきたい。

(一) 庭に座す囚人達

(一八五)
文治元年六月七日、時に囚人として鎌倉にいた平宗盛が京へ送還されることになった。そこで頼朝は宗盛と「面謁」すべきか否かを大江広元に尋ねた。広元はこの諮問に、頼朝が今や二位の身であるのに対し、宗盛は「朝敵」で「無位囚人」であることを理由に「御対面」はすべきでないと答えた。その結果頼朝は「於_ニ簾中_一、覽_ニ其_ニ躰_一」じ、直接会話を交すこともなく人をして伝言させた。⁽¹⁶⁾このことから、頼朝が人に相対する時、「対面」と「於_ニ簾中_一覽」の一様の方法があり、後者の場合では直接会話も交さず、頼朝との間に「御簾」が存在していたことがわかる。

「御簾」は寝殿造の建築物に欠かせぬものであり、「隔て現象」という諸場所の秩序を構成する重要な道具として機能する。「御簾」をはさむ男女は隔てられ、その間は人づてに仲介される。また、妊婦のいる空間は、非日常的な産穢を受け入れうる空處であり、他からは隔絶された場という秩序をもつが、その御産所を構成していたのは「几帳」と「御簾」であつた。⁽¹⁷⁾こうした「御簾」の「隔て現象」に注目すると、前の頼朝と宗盛の位置関係は、二位の者と「無位囚人」という

人的秩序を、場の秩序に置きかえたものといえる。

ついで、「源氏并江馬殿及御家人等候_ニ庭上」、時剋、將軍家出御、上總介義兼起座、參進上_ニ御簾⁽¹⁸⁾」という例に見られるように、〈御簾〉が〈簾中〉と〈庭中（上）〉とを〈隔て〉ている場合が確認される。事実、頼朝が「於_ニ簾中一覽」じ、囚人・謀叛人が庭に座す例が散見されるのである。例えば、怪しげな男を「召_ニ出庭中」した例⁽¹⁹⁾、「反逆餘党之由自称」する男が「直可_レ申_ニ幕下_ニ之由」言つたので、これを召し進め、頼朝は「於_ニ簾中一覽_レ之」じ、朝宗・俊兼が「被_レ記_ニ申詞_ニ」た例⁽²⁰⁾等である。このように囚人等を相手にする時、頼朝が〈庭中〉に召し出された囚人を「於_ニ簾中一覽」じ、直接会話を交すことをしない、という原則が確認されるのであり、囚人等が座す庭は、まさに法廷の機能を果していったのである。

（二）御前対決と庭

ついで、場の秩序を考える上で御前対決について見てみたい。

（前略）爰以去文治四年故右大將家御時、昌秀親父昌直法師不_レ帶_ニ一紙證文_ニ、暗致_ニ訴訟_ニ之日、太師代官營賢与_ニ昌直法師_ニ、於_ニ大庭御前_ニ被_ニ召問_ニ之日、昌直法師不_レ及_ニ一口之論_ニ、令_ニ雌伏_ニ（畢_カ⁽²¹⁾）（以下略）

この対決は「大庭御前」で行われており、またこれにつき「平民部大夫盛時奉書」が発給されていることから、この「大庭」が幕府の庭（南庭カ）であり、「御前」が頼朝の御前であるのは疑いない。このように対決においても庭が法廷の機能をもつことが確認される。

また、対決に至る経緯の中で庭が機能している例がある。

召_ニ忠綱・義村等於北面藤御壇_ニ、爲_ニ行光奉行_ニ將軍家出御、被_レ上_ニ御簾_ニ、相州、大官令、民部大夫行光等、被_レ候_ニ廣廬_ニ、（中略）先召_ニ義村_ニ、次召_ニ忠綱_ニ、兩人候_ニ簾子圓座_ニ、遂_ニ對決_ニ⁽²²⁾、

この例では、当事者が北面藤御壺（中庭）で実朝の出御を待っていたのであり、まず「御簾」を間に「簾中」と「庭中」に両者が隔てられる場の秩序が設定され、それから「上御簾」⁽²²⁾げて「隔て」を減じ、当事者を「簾子」まで引きよせている。御前対決は將軍親臨の法廷であるから、両者は対面の方式をとる。だがそれ以前の段階では、当事者と「將軍」は隔てられた存在である。それが御前対決という契機によって「隔て」がとり除かれ、対面へと移行する、という図式がこの例に示されている。

逆にいえば、本来隔てられている者が、「將軍」との「隔て」をとり除いて直接対面しようとすると、まず登場する場が「庭中」だったのである。とすれば、「將軍」に直訴する者も、まずは「庭中」に登場すると考えられるのだが、果して『池邊本』にいうような庭からの直訴人は実在したのだろうか。

(三) 庭中言上

(前略) 氏經相傳下人宗眞男乍^ニ爲^ニ當社無職之身^一、号^ニ神人^一、著^ニ束帶^一立^ニ大庭^一、去年十月之比、伺^ニ氏經禁忌之隙^一訴申日、可^ニ召決^一之由被^ニ仰下^一之間、其後暗^ニ跡逐電畢、(後略)⁽²³⁾

これは、関東下知状に引用された宗像氏經申状の一部である。これによれば、元來の訴人宗眞男は氏經相伝の下人で「當社無職之身」であった。その宗眞男が「号^ニ神人^一、著^ニ束帶^一」して「主人」の禁忌をとらえ、「立^ニ大庭^一」「訴申」したのである。ここでいう「大庭」は、この一件に關東下知状が発給されていることからみて、前の「大庭御前」と同様に幕府の（たぶん南）庭と考えて間違いあるまい。とすれば、これこそ「直^ニ御所^ヘ參リ、御庭ニシコウイタ」す行為そのものである。そして明記されてはいないが、やはり「直^ニ事ヲ申上^一」げたと考えられる。また『鏡』には次のような記事がある。

建久二年十一月廿七日の晩のこと、賴朝が北面の簾子に立つたところ、一人の法師が「跪^ニ庭上^一」いていた。聊か用心

し、人をして子細を問わせたところ、この者は、前年頼朝上洛のさい逐電した駿河守広綱の息子加世丸という者で、父の逐電が謀叛ではなく怨恨によるものであることを訴えるために参上したことがわかつた。ここから加世丸との対論が始まる。——恨みとは何だ——上洛の時、先駆けの列からはずされた事、駿河国務を願つたのに達せられなかつた事だ——それは恨みなどと言うものではない。先駆けについては広綱一人に憤念あるのはおかしいし、国務についても私に決められるものではなく、とかく待つこともせず逐電してしまつたではないか。

結局、加世丸に使をつけ「陳謝状」を出すことにし、旅館を点じしばらく待つように言つた。ところが加世丸は姿を消していた。⁽²⁴⁾

『鏡』に「事之躊躇」⁽²⁵⁾と表現されたこの話の中で注意すべきは、訴人加世丸が召し出されたのではなく、自分の意志で「跪⁽²⁶⁾庭上⁽²⁷⁾」いた事、これが口頭による直接的対話であること、この訴が誰にも属さず、直接頼朝に対してなされた直訴であること、の三点である。ここに、庭から口頭で〈将軍〉に直訴する〈庭中言上〉の具体的姿を見ることができる。こうした行為は公家にもみられる。

一、越訴事

所行背⁽²⁸⁾此式⁽²⁹⁾者、不日企⁽³⁰⁾參洛⁽³¹⁾、高声可⁽³²⁾言⁽³³⁾上子細⁽³⁴⁾也⁽³⁵⁾

これは、弘長三年⁽³⁶⁾、神祇官から広田社に下された「定置社内住人検断式条」なる法の一カ条であるが、ここにいう越訴は、次第を越えて申す直訴を意味する。⁽²⁷⁾その直訴が「高声」にて言上されるのであるから、この行為は幕府における〈庭中言上〉に相当するものである。公家において、律から一貫して越訴とよばれた直訴が、もしなされるとすれば、それは口頭によるものであることを、この法から垣間見ることができるのでないだろうか。⁽²⁸⁾

ところで、この規定にしろ、前にあげた二例も、〈庭中言上〉のような熟した単語は用いられず、具体的場や行為により表現されている。これは、庭から口頭で直訴するという日常的な行為が〈庭中言上〉という一つの制度を生み出したこ

とを示しているのではないだろうか。幕府の「庭中」の初見は『御成敗式目』で、「於庭中可申」のように表現されている。「於」が「動作作用のなされる場所・時間を示す」のであれば、この段階でも、具体的場により表現されていると考えられる。

しかし、『式目』という幕府の「法典」に要件をあげて「庭で申せ」と規定されたことの意義は大きい。この後、寛元⁽²⁹⁾元年には、奉行人が訴訟を受理しなかつたことから「庭中言上」⁽³⁰⁾がされており、それはまさに『式目』二九条に規定された要件に他ならない。ついで「庭中訴訟⁽³¹⁾」「庭中候⁽³²⁾」「御前庭中刻⁽³³⁾」「令庭中⁽³⁴⁾」等の例が現れるに至り、庭からの直訴を「庭中」という単語（名詞及び動詞）で表現することが一般化したものであろう。

以上の点が確認されるならば、それは逆に庭から口頭で訴えるという行為が、以前においてはより日常的一般的な事象に属していたことを予想させるのである。

三、口頭の世界——〈古典的〉なもの

（一）庭中と見参

一文應 御家人見參并庭中訴訟聽斷事
以評定之隙、常可有其沙汰⁽³⁵⁾

これは弘長元年⁽²⁶⁾の「關東新制條々」の二十九条で、『追加法』にまれに見る庭中に関する規定である。この事書では、見參と庭中が列挙され、一樣の対処方法が規定されており、この両者に共通する事実ないし原理の存在が想定される。ここでいう見參が、武士が主従関係を結ぶ時、両者が直接対面する、ないしそれ以後、従者が主人に直接対面することを意味することは疑いない。かかる見參こそ、幕府の主従制という紐帶を生み出し、また再生産する本来的なオマージュである。

では、その見参はどのようになされたのだろうか。

奥州征伐に際し勇名をはせた者が御家人に列せられることになった。その過程で彼らは「入幕府門」、跪^ニ「庭上」、（中略）羽林卷^ニ「上御簾^{一覽}之」⁽³⁶⁾じた。つまり、まず御所に来て庭に跪づく。ついで「御簾」が上げられ将軍頼家との「対面」に移行する。即ち、この見参の場合にも前に確認した場の秩序が全く同様に現れている。こうした例に明らかに如く、見参も庭中も直接「将軍」に相対し、一方当事者が庭にいるという点で、実態的共通性がある。更に一步ふみこんでみると、見参に象徴される主従制が庭中の原理的立脚点になつてゐるとも考えられるのである。

そのことは、竹崎季長の庭中の相手泰盛が、『絵詞』では一貫して行賞権を代行していた御恩奉行として描かれていること、また季長の軍功に対する恩賞要求自体、すぐれて主従制的原理に立つてゐる事に象徴的に示されている。泰盛のこゝへの対応はより示唆的である。泰盛は結局季長に恩賞を与えたが、それは季長の先駆けの事実を確認したからでも、また先駆けが行賞に値するという季長の主張を認めたからでもなかつた。庭中する季長を見て、季長のことを「奇異の強者」であり「後日の御大事にもかけつと覚」えたというのが、この勧賞の唯一の根拠らしい根拠だったのである。

こう考えれば、幕府の首長である「将軍」のような、或は人格的な、或は抽象化された主人が存在した関東にのみ「庭中言上」があつたことも、容易に説明がつくだろう。例えば当事者が庭におり、「将軍」等と「対面」する見参の礼により設定される主従制的支配服従関係の中で、主たる者に従者の「庭中訴訟」を「聽断」する義務が同時に生じたのは、あるいは当然のことだつたかもしれない。

またこの事は、將軍権力を二元的にとらえ、訴訟を統治権的支配権というやもすれば近代法的概念から考へることが、幕府の訴訟を総体として捉える妨げになりかねないことも示しているのではないだろうか。庭中もりっぱな訴訟だったからである。

(二) 中人的

では幕府の訴訟とは何であろうか。ここでは庭中の一要素である口頭の世界から、幕府の訴訟について考えていただきたい。
 笠松宏至氏は、日付のない訴陳状の考察から、文書の中には音声の代用にすぎないものが少なからずあり、より日常的な訴訟対象を管轄する守護・地頭等在地性の強い局地的な裁判者の場合、原則として口頭で裁判がなされたと結論された⁽³⁷⁾。これに基づいて幕府の裁判を見るならば、成立期の幕府裁判では、訴訟提起から直ちに問注が行われ、その口頭弁論をほぼ唯一の判決資料としたことが指摘されており⁽³⁸⁾、また「東國皆其見」有道、推而爲⁽³⁹⁾鎌倉主」という有名な一節が語るとおり、幕府は有力御家人に支えられて成立した東国の局地的政権で、逆に彼らの期待したものは「かれらの間の争いを公正に裁決してくれる指導者であ」⁽⁴⁰⁾つた。とすれば、幕府の裁判自体、より日常的な訴訟対象に対し在地で口頭を以て行われていた訴訟をふまえて成立したものと考えられる。

その在地における一般的な紛争解決手段は「中人制」で、それは「当事者双方の主觀的衡平感覚を満足させる（傍点引用者、以下同）」ため「極めて欺瞞的操作を行つた」。そして「中世社会の基底部にあって公的裁判権のあり方を規定していた」中人の調停は「[共同体]を保障者とする性格上、多くの場合口頭による説得ですませた」という。⁽⁴¹⁾ここに、口頭による在地の裁判を確認することができるが、幕府の裁判についても、それが「裁判官の主觀的衡平感覚」に支えられていたという指摘⁽⁴²⁾に注目するならば、口頭の世界に立脚した幕府の裁判も、中人的な側面があると考えられるのではないか。

ある訴訟で頼朝は「不_レ背_ニ理致」⁽⁴³⁾る論人に對し、論人は論所がなくとも「不可_レ及_ニ牢籠」者であるが、訴人は「侘_ニ傑者」であることを理由に「忘_レ理早可_ニ去与_ニ之旨、被_ニ仰_ニ」たという。⁽⁴⁴⁾また、六波羅探題、連署として政権の中核を担つた北条重時の家訓には、

一、道理の中に僻事あり、又僻事のうちに道理の候。これを能々心得給ふべし。道理の中の僻事と申は、いかに我が身の道理なればとて、さして我は生涯をうしなふ程の事はなく、人は是によりて生涯をうしなふべきほどの事を我が道理のまゝに申。これを道理の中の僻事にて候也。又僻事の中の道理と申は、人の命をうしなふべき事をば、千萬僻事なれ共、それをあらわす事なく、人をたすけ給ふべし。是を僻事の中の道理と申也。⁽⁴⁴⁾

とあり、これらの例が主観的衡平感覚に立脚する「中人的論理」を表現したものであることは明らかであろう。そして重時の家訓が「対象としては長時・時茂・業時・義政らの子息たちや、さらに孫たちも含んでいた」⁽⁴⁵⁾とすれば、この「中人的論理」は幕府それ自体の論理と考えなければならないであろう。

ここで想起されるのが和与の儀である。『沙汰未練書』に、「裁斷」は「非據沙汰人」が「爲」先」ものであり、「故實沙汰人者、以「和與」爲」本」とあるとおり、幕府の裁判では、和与こそあるべき「沙汰」の姿であった。そしてその和与は「理非を忘れて避与する」思想を一つの基盤としたもので、それは今あげた頼朝の例に象徴されるものであるから、和与と「中人的論理」は無関係ではあり得ない。口頭での問注の中から「以「和与之儀」、停「訴訟」」める例が多いこともそれを示していよう。また、和与は何ら特殊な手続を必要とするものではなく、「理非を究めること」と「理非によらない和与の儀」は、何ら齟齬することなく幕府裁判に共存していた。この「見矛盾する兩者を結びつけるものが当事者主義」である。⁽⁴⁶⁾

自力救済が一般に行われ、私闘・私戦等多様な紛争解決手段が容認されていた中世社会において、紛争当事者を同一の場につかせ、双方の存念を主張させる仲介の場を恒常的に準備し、中的なものとして常に機能しうることの意義は決して小さくはない。そうした場やシステムを前提として当事者間の交渉がなされさえすれば、それだけでもあるいは理非を究めることであり善政だつたのかもしれない。⁽⁴⁷⁾「鎌倉幕府の裁判権の主たる機能は、自律的諸集団・諸身分・諸勢力間の「国際關係」を規制し調停するところに特徴があつた」という石母田正氏の指摘も、こうした幕府の中人的性格が示されたものと考えられるのである。⁽⁴⁸⁾

(三) 「申請」と「庭」

ついで、口頭の世界を別の視点から見てみたい。笠松氏は、音声の代用文書として、解を含む宣命体の文書、任官叙位を申請する申文をあげられた。今、庭中との関連から、それらに共通する「申請」の語に注目したい。

まず「申（もうす）」は「言う」の謙譲語で、「元来は、自己に対する支配力を持つものへ、実情をうちあけて申しあげる気持ちが強く、公式に言上する場合や、改まって申しあげる場合に多く用いられ」、その支配力を持つ者とは朝廷・神仏などだ⁽⁴⁹⁾た。ついで「請（こう）」という動詞の語源は「コトホル（言欲）」「好ミ言フ」「コハコエ（声）」のコと関係があり、コフは声をたてて求める意」という。また、「請」には「ねぐ」「ねぎもうす」等の訓があり、「神の心を慰め、その加護を願う」意で、その変化の「祈（ねぐ）」は「祈りねがう、祈願する、いのる」を意味する。その「ねぐ」の語源もやはり「ネ（音）から」「ネ（音）をたてて哭き求める意」なのである。こうしてみれば、「申請」は本来口頭を以て願うことの意味したことになる。聖徳太子の名が「豊聰耳」だったことは、その伝説とともに、おおいに参考になろう。

たしかに解のような文書に「申請」と書かれることが多い。しかし、そうした文書の中には音声の代用にすぎないものも含まれ、それは唐制を入れ本来口頭でなされたものを公式令で文書とするよう強制したことによると思われる⁽⁵⁰⁾。その強制が減少し、逆に文書が広範に作成されるに及び、解がすたれ「申請訴願文書」として申状・申文が一般化することも、「申請」が本来口頭によるものであることの素直な表現であろう。

では、そうした口頭での「申請」はどうになされたのだろうか。もう一つの音声の代用である宣命をみてみよう。宣命は「もともと君主の意志を人民に下達するには、直接人民を集めて呼びかける、宣誥するものであつたから、その伝統が残つて、文字をもつて詔勅を作る段階になつても、やはりそれを人民に読み聞かせる（命を宣る）形式をとつた」のである。逆に「人民」が口頭で「申請」するとしたら、やはり「君主」が命を宣るのと同じ場でなされたであろう。そし

て、その場が「庭」だったのである。「庭」とは「ひろにわ」の意で「古くは廷だけで、人が廷立（ならびたつ）」している意。庭は家を表わす「」を加えた字で、座敷（堂）の前の広場の意であり、「廷」「庭」は「天子が南面するのに対し、臣下が北面して立つ所」で「諸侯が朝し、君主が政事を執り、儀式を行ふ広場」だった⁽⁵²⁾のである。こうした「庭」こそ命を宣り、また「申請」する場として極めてふさわしい場所であろう。

こうした庭での口頭伝達の具体的姿の一つは、早川庄八氏が検討された七・八世紀の宮殿における「マツリゴト」のあり方に見ることができる。氏によれば、文書が重要な意味を持つようになつた八世紀の行政においても、なお国家的な重要な「マツリゴト」は口頭で宣布されていた。それは原則として大極殿とその前庭（「朝庭」⁽⁵³⁾）でとり行われ、「朝庭」に列立する群臣の前で口頭で「宣」せられるものであり、当時の広大な「朝庭」（朝堂院）は、こうした儀式に備えてのものであつた。そして「八世紀においてすらこのような状態であつたとすれば、それ以前、時代がさかのばればさかのぼるほど、口頭伝達、口頭宣布のもつ重大性は大であつたと推察される」のである。事実、七世紀には、諸国から上京した多数の訴人に対し、「天皇」の裁定のあるまでは「朝庭」に「參集」せよ、という詔が出されており、「朝庭」は「有位者」のみならず、訴訟のために上京した「國民」の「參集」する場でもあつた。こうした口頭伝達について氏は、口頭あるいは音声が「いわば靈的な、マジカルな機能」を持っており、「音声には生命（コトダマ）があり、自分の意志を相手に向かつて宣言すること（コトアゲ）に靈的な力がある」という観念は、神話の世界において一般的に見られることであるが、それがこの時代にも“生きて”いた」と指摘されたのである。

このように、庭中を起点に口頭の世界をさかのぼると、意外に古い時代、ともすれば〈神話の世界〉にまで連なる〈古典的〉なものに行きついてしまう。そして、幕府成立期の裁判が口頭の世界に立脚していたこと、幕府の庭も「政事」に、あるいは月曜祭等々の「祭事」に使われ「將軍家出〔御南面〕」していることを見るならば、〈古典的〉なものと庭中の時間差は決して大きなものではないだろう。何よりも、庭中を構成する庭と口頭の世界という一見バラバラなもの

が、〈古典的〉時代にさかのぼってみれば何の不思議もなく同じ所に存在したことこそ注目したい。そして、かかる〈古典的〉なものが共同体的遺制ないし擬制だとすれば、口頭の世界は再び「共同体」に行きつく。むろん幕府の裁判が共同体を基盤とした中人そのものではないにせよ、古くは同じ所に根ざしたものではないだらうか。

「庭」から口頭で「申請」する鎌倉幕府の庭中は、源を探つてみれば、より古き時代には日常的な、あたりまえな「申請」手段であった。例えば平安期からみられる嘆訴も、また「一同連参——理非の停止」という論理を持った庄家一揆や土一揆⁽⁵⁴⁾も、あるいは同じ木の枝だったのだろう。

中人的側面といい、こうした意味での庭中の存在といい、それは中世という時代に恒常的裁判を行おうとする者が背負わなければならなかつた、あるいは宿命であつたかもしれない。

四、室町期の庭中——展望にかえて

最後に、室町期について、〈古典的〉なもの、及び以後の庭中を簡単に展望して本稿を閉じたい。

〈古典的〉なものとして、例えば「請」(まう)神祇⁽⁵⁵⁾す盟神探湯⁽⁵⁶⁾のような〈神があり〉的なものがその重要な要素であることは疑いない。鎌倉幕府の裁判も、こうした〈神があり〉的なものと無縁ではない。幕府裁判の証拠採用順位は、証文→証人の申状→起請文(一般に參籠起請)⁽⁵⁷⁾であり、換言すれば、人間の世界で決着がつかなければ、最終的に神仏といった呪術的権威の上に幕府裁判が成立していくことになる。こうした起請文の最古のものが、解の様式で天判を「申請」していることにも、〈古典的〉なものとの密接な関係がみられる。

かかる〈神があり〉的なものは、室町期に湯起請として明確に現れる。^(四二五)応永卅二年のこと、金沢なる者が、天皇の「御惱」が伏見宮貞成の呪咀によるものだと禁裏に「庭中」した。これに対し、金沢以下の処置を決するあたり「湯起請可

鎌倉幕府の庭中（藤原）

一八(二三)

「被」書歟之由有「御沙汰」⁽⁵⁸⁾つたという具合である。また、湯起請の失につき意見状が作成されていることをあげるまでもなく、室町期に湯起請は広範に行われている。これを盟神探湯の復活とみるむきもあるが、むしろ「律令國家」という異質なヴェールに覆い隠されてきた「古典的」裁判が、室町期になつて「歴史」という水面に浮かび上ってきたと考える方が自然であろう。

戦国期になると、起請文の神文に膨大な神仏が列挙されるようになるという。ここに至り、ようやく「古典的」「神がかり」的秩序の混乱と来るべき崩壊を見ることがができるのではないだろうか。

ついで庭中について見通しておきたい。近世社会では庭中は消滅し、直訴は一般的に禁じられていた。では室町期ではどうだろう。

実にたわいのない喧嘩から、一方当事者の八幡神人達が大挙上洛して庭中に及んだ。

室町殿因幡堂御參籠之間、彼へ參て庭中申、就^{八幡奉行也}_{飯尾加賀}可⁽⁶⁰⁾申之由被⁽⁶¹⁾仰、

そこで神人達は飯尾の宿所へ行き「噉訴」した。だが、これは幕府軍と飯尾の手勢により、百名程いた神人の多くが殺され、捕られた者も、翌日斬られてしまうのである。⁽⁶²⁾

ここで注目したいのは、武装した神人の「噉訴」が庭中だったことであり、また、幕府がこれを徹底的に弾圧したことであつて、鎌倉期の庭中とは異質なものといえよう。しかしこうした庭中にに対する否定的な傾向は一般的なものではない。⁽⁶³⁾ここで將軍義満の発言を聞いてみよう。

相府令「下^ニ天下^一、訴訟不^レ達者許^レ來^ニ于^ニ庭中^一而自訴^レ、吾國所^レ謂庭中者是也、人咸喜^レ之、

こうした行為は既に実朝や泰時によつてなされたものと同様であり、「庭中」に来て「自訴」するという庭中の具体像を示している。翌日には「訴人至^ニ于^ニ庭中^一者五六人、府君近^ニ簾間^一而親視^ニ其出狀文字^一、逐一斷^レ之」とあり、文書を用いるとはい、なお庭中の原型を留めている。この時訴えられたのは「多是權門勢家事奉行吏有^レ憚而不^レ達者」だったとい

い、これも鎌倉期と事態はさほど違わない。こうして庭中を裁決した義満は、義堂周信と次のような会話を交す。

府君謂「余日、權門者必以「余爲」怨、余日既稱「沙汰」、何怨之有、

『沙汰未練書』は、「沙汰人」の心得の一いつとして「恐ニ權門ニ」れるることをあげてゐるが、室町幕府においても權門の威は強力であり、それ故に訴訟を達し得ない者達がいた。そうしたバランスの上に幕府は成立していたのである。そして、その權門に勝るものといえば、「天」とより上級の「權」たる將軍である。庭中直断によりバランスを崩した義満の不安は、かかる「權」と「權」との対立に対する不安ではなかつただろうか。

「權」が自らを超越したものとして安定させるには、それを支える制度と機構を常備し、それを機能させる必要がある。その場合、直訴が一般に許されではならないと同時に、制度と機構を麻痺させる「權」を抑えるための直訴は保障しなければならない。(二二九三) 永仁元年、「權」を恣にした平頼綱を誅して專制を開始した北条貞時がまずしたことといえ巴、庭中を「當日」中に「御沙汰」(66) すると言宣言したことだつた。前にあげた室町幕府の庭中に対する彈圧、反対に義満が庭中を許すと天下に下布したことは、こうした要素にも規定されているのではないだろうか。

(一五二八) 永正十五年、北条氏綱より発布された「御法」(67) は、竹木等の賦課が「虎之御印判」によることを定めたものだつたが、もし印判によらず賦課する者がいたならば、その「交名をしるし、庭中ニ可申」と規定されており、この場合も「御法」は庭中、即ち直訴によつて保障されているのである。

このように戦国期まで生き続けた庭中に重大な変化をもたらしたのは次の法である。

一 直訴訟停止事、

一 訴訟之輩有之者、以奉行人ニ可致言上事、(68)

この法が直訴を禁止し、全ての訴訟を奉行人を介する所定の制度と機構の下に従属せしめようとしたものであるのは明らかである。そして、この法が、近世という時代に足を踏み入れようとした織田信長によって立法されたことは、それ以前

の時代とそれ以後の時代を考える上で極めて意味深いものであろう。

もし以上の二点が確認されるならば、〈古典的〉なものを捨象して形成された「律令國家」や幕府の裁判に関する評価、ないしイメージは改められる必要があろう。

註(1) 『竹崎季長絵詞』による『日本思想大系 中世政治社会思想

上』所収、以下同書を『政治社会思想上』の如く略す)。

副進
レ謂事、

(2) 『中世武家不動産訴訟法の研究』二八二~二九五頁。

一通 淨智申狀 乾元二年閏四月 日
奉行津戸入道

(3) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』(以下『法制史

料集』と略す) 卷二所収。

(4) 石井氏に先行して三浦周行氏は「庭中は記録所・文殿に

存する法廷にして、幕府もこれに倣ひて置きしものなるべく、

(10) 同前、又続宝簡集五七一一四八。

(11) 「解狀案嘉元二十七」
(端裏書)

高野山金剛峯寺衆徒等申

庭は庭なるも將軍親臨の法廷を意味し(法廷の廷はもと庭なり)ていたとされてい(『貞永式目』『続法制史の研究』所収、

(5) 橋本義彦「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』所

収)参照。なお、公家の庭中については後考を期したい。

副進
欲早任地被定置旨被處紀伊國湯淺二郎兵衛入道淨智

并西佛宗春等於一事兩様訴訟重科濫妨地頭職由致糾

訴事、

(6) 『法制史料集』別巻所収。

一通 淨智申狀 乾元二年閏四月 日
奉行津戸出羽入道尊圓

(7) 『神奈川県史 資料編2』一五二四号。

一通 同人申狀 嘉元二年六月
奉行飯尾六郎頼定

(8) 『高野山文書』又続宝簡集五十九七七。

一通 賴定盛久狀

(9) 「衆徒申狀案 奉行飯尾六郎 嘉元二十九四」

(本文以下略) (同前 宝簡集三三一四二五)

高野山金剛峯寺衆徒申

(沙汰)

欲早被寄御於一所預御紀伊國湯淺二郎兵衛

入道淨智號阿豆川庄地頭濫妨地頭職由一事兩様訴訟無

(12) 以下、瀬野精一郎校訂『青方文書』による。

(13) 原文は「猶肝要具書不備殘間、令備進處、可令言

上于頭人御方旨、當奉行人住吉神主問答上者、早今所進具

- 書_レ、被_レ相_二加本訴_一、急速可_レ被_レ注進_一由、欲_レ被_レ仰下_二
(一〇七号)。
- (14) 例えは、元応三年九月 日青方八郎代深庭中言上状案
〔『青方文書』一七四号〕、元亨二年八月 日青方高光庭中言上
状案(同一七九号)、元亨三年十一月 日國分次郎友貞庭中言上
状案(『鹿児島県史料 旧記録前編』一三八一号)、嘉暦三年
七月 日新田八幡宮雜掌道海庭中言上状案(『新田八幡宮文書』)
等がある。
- (15) 『神奈川県史 資料編2』一五八八号。
- (16) 『吾妻鏡』(以下『鏡』と略す) 同日条。
- (17) 〈隔て現象〉については、玉腰芳夫『古代日本のすまい』
終章第一節参照。
- (18) 『鏡』建久四年正月一日条。
- (19) 同前、治承五年七月十四日条。
- (20) 同前、建久二年十一月十四日条。この他、治承四年十一
月八日条、文治五年九月七日条、建久四年五月廿九日条等参
照。
- (21) 承久三年八月 日宇佐嗣輔申状(『鎌倉遺文』(以下『遺
文』五一八二八二四)。なお、御前ではないが庭で対決があつ
た例として、「仍於石御壺、被召決重忠与貞壁」(『鏡』
正治二年二月六日条)がある。
- (22) 『鏡』建保元年五月四日条。
- (23) 貞応二年九月十三日関東下知状(『遺文』五一三一五四)。
- (24) 『鏡』同日条。
- (25)かかる例のヴァリエーションとして、和田合戦の際、胤
長の厚免を要求して義盛以下が「參_二御所_一、引_二率_一一族九十
八人_一、列_二座南庭_一」(『鏡』建保元年三月九日条)した例があ
げられよう。
- (26) 弘長三年四月卅日神祇官下文(『政治社会思想下』所収)。
- (27) 公家の越訴については「闘訟律云、越訴者答冊者、凡諸
種訴皆從_レ下始」(文永五年十二月十九日中原章國勘状、『遺文』十
三一一〇三四二)、「兼又諸人越訴、一切停止」(弘長三年八月十
三日龜山天皇宣旨、『遺文』十二一八九七七)とある。またこの規
定に類似したものとして、紀伊神野真國猿川莊_ニ官起請文
(『遺文』十四一一〇八三九)に、
- 一、越訴事、
- 右、於寺家所務事_ニ者、尤可_レ申_ニ山上_一之處、言_ニ上宗家_一
訴訟武家_ニ、所存之企、太不_ニ公平_一、若爲_ニ理訴_一事、
申_ニ寺家_ニ之日、無_ニ因被_ニ奔置_一者、非_ニ制限_ニ歟、
とあるのがあげられる。
- (28) なお、音声に限らず、直訴に音がからむ例はしばしばみ
られる。例えば、清涼殿の孫庇にあつた「見参板」は、踏む
と音が出るように床板が釘付けされておらず「鳴板」ともい
われた(見参については次節参照)。下つて、『今川仮名目録』
にも、提訴した後「三十日を経て、奉行人披露なきにをひて
ハ、訴訟之鐘をつくへし」(傍点引用者)とある(『法制史料集』
卷三、一三三頁)。
- (29) 『日本国語大辞典』「おいて」の項。

- (30) 『鏡』同年三月十二日条。
- (31) 鎌倉幕府追加法三五五条。
- (32) 『繪詞』。
- (33) 註(15)掲平経幹由状。
- (34) 関東引付衆結番交名注文案(『神奈川県史 資料編2』一七八四号)に、「次沙汰最中蓮性令^ニ參上、兩度雖^ニ令^ニ庭中、無^ニ許容^ニ、仍則退出了」とある。
- (35) 註(31)掲追加法。なお、本条の事書に文応とあることから、これが以前にも立法され、この「条々」に再掲されたことが分る。かかる新制に同内容のものが繰り返し發布されることはよくあるから、この庭中に関する規定も、新制の僕約規定の如く一定の普遍性をもつものとも考えられる。
- (36) 『鏡』正治二年十月廿一日条。
- (37) 「日付のない訴陳状考」(『日本中世法史論』三〇七~九頁参考照。以下、同氏の論文は同書による)。
- (38) 平山行三『和与の研究』第二章。
- (39) 『鏡』治承四年十二月十一日条。
- (40) 石井進『鎌倉幕府』八三頁。
- (41) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法史論』二三五~七頁)。
- (42) 笠松宏至「中世法の特質」一〇~一一頁。
- (43) 『鏡』建久四年五月七日条。
- (44) 『政治社会思想上』所収、三八六頁。
- (45) 同前書、石井進「解題」五一八頁。
- (46) 平山註(38)掲書、第二章第一節参照。
- (47) 笠松氏は、『式目』の起請文につき「理非」を決断する「ことが、彼らにとつて如何に容易ならざる業務であつたかを示す以外の何ものでもない。困難なのは「いかに決断すべきか」より、むしろ「決断する」とそれ自体であつた」と指摘されている(『中世の政治理想』一八一~二頁)。
- (48) 『政治社会思想上』「解説」五七七頁。
- (49) 『日本国語大辞典』、以下の語義・語源も同辞典によつた。
- (50) 公式令に規定する解式には「式部省解 申其事」とあり、「申請」 자체は公式令の強制によるものではない。
- (51) 佐藤進一『古文書学入門』五七頁。
- (52) 以上、「廷」「庭」については、諸橋『大漢和辞典』・『角川漢和中辞典』による。
- (53) 「前期難波宮と古代官僚制」(『思想』一九八三年一月)。氏はまた、こうした音声の機能に関して、「叙位・任官の口頭伝達のような場合には、それがプリミティブな様態であればあるだけ、そうすることが君臣関係を保つうえで、より親近性のあるものと考えられていた」とされており、前に検討した見参を考える上でも興味深いものである。
- (54) 勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(註(41)掲書一〇五~六頁)。
- (55) 『日本書紀』応神天皇九年夏四月条。訓は岩波古典 大系本による。
- (56) 鎌倉幕府追加法九三条。なお、七三条には起請文の失についての規定がある。
- (57) 久安四年四月十五日三春是行起請文。(『平安遺文』六一~六)

(四四)。

- (58) 『看聞御記』応永卅二年八月廿三・四日条。
 (59) 『法制史料集』巻二、参考資料三一八・九。
 (60) 『看聞御記』応永卅一年十月十四・五日条。

(61) そうした傾向を示すものとしては、「若宮神主庭中、仍被召籠ニ云々」(『満済准后日記』応永廿二年十二月二日条)、「凡庭中訴訟雖被ニ禁制」(『陰涼軒日録』長祿三年十月十五日条)等がある。

- (62) 否定的ではないものとして、「庭中申入了、可申遣管領ニ云々」(『満済准后日記』永享五年十月廿三日条)の他、『看聞御記』永享八年八月六日条、同十年十一月六日条等参照。
 (63) 以下は、『空華日用工夫略集三』永徳二年十一月六・七日条による。

(64) 例えば、「將軍家令」朝聞諸人庭中言上給」(『鏡』建保四年十月五日条)、「武州對泰時面訴人等」、数輩群集、先ニ依レ棄捐訴訟、庭中言上之族也」(同前、寛元二年三月廿八日条)等がある。

(65) この例の他にも、室町期には「目安」や「庭中訴状」を用いた例が見られるようになり、『池邊本』に「目安ヲサケ」とあるのも、そうしたことの反映であろう。

(66) 鎌倉幕府追加法六三六条。なお、『式目』三〇条に規定された庭中も、「權門之威」により訴訟を棄捐された者に対する救濟を目的としたものであろう。

- (67) 永正十五年十月八日北条氏綱朱印状(『伊豆木負大川文書』)。
 (68) 室町幕府追加法五一七・八条。

付 記 本稿作成にあたっては、石井進先生の多大なる御指導・御助言を頂くことができた。ここに記して謝意を表したい。なお、成稿後に発表された、千々和到氏の「誓約の場」の再発見」(『日本歴史』四二二号)では、本稿でも簡単にふれた起請文について詳細に論じておられる。引用できなかつたが、氏の「中世民衆の意識と思想」(『一揆4』(生活・文化・思想)所収)とあわせて参考して頂きたい。

(東京大学文学部研究生)

That is to say, the origins of this garden-staged, orally-presented petitioning procedure of the Kamakura Bakufu are to be found in the classical period when such filing procedures were of an everyday nature and also when litigation procedures possessed a magical aspect related to the world of mythology.

Also within the Bakufu trial system written oaths (*kishōmon* 起請文) served an extremely important function as court evidence, showing that this trial system ultimately rested on the magical force of native deities (*kami* 神) and the buddha. In the Muromachi period, as well, this aspect is present in such facts that during *teichū* of persons accused of causing the illness of the Tennō (天皇) by witchcraft, the procedure of testimony by boiling water (*yugishō* 湯起請) was carried out to determine innocence or guilt.

The custom of *teichū*, the symbol of classical magic which lay within the medieval trial system, survived until the Sengoku period at which time Oda Nobunaga, the herald of things to come in the Early Modern era, finally put an end to the mythological aspects of legal procedure, thus marking an important turning point in the history of Japanese jurisprudence. It is for this reason that the view of a medieval trial system which fails to take into account the important element of classical magic should be revised.

The Water Transportation System in the Former Han 前漢 Dynasty

by Katsuhisa Fujita

It is usually regarded that the gradual increase in quantity of the water transportation from the beginning of the Han Dynasty (漢初) to the reign of *Emperor Wu* (武帝) was mainly caused to transport of local revenues to the central government, as it was so later in the *Sui-T'ang* (隋唐) period. There are, however, very few studies to demonstrate concretely the purpose and method of the water transportation, and its system has scarcely been studied.

The Kamakura Bakufu's Legal Institution of *Teichū*

by Yoshiaki Fujiwara

The research on the system of litigation under the Kamakura Bakufu has been accumulating since before the War in a very well arranged fashion of comparing and fitting this system within the framework of modern systems of litigation. However, in this tendency one can discern no attempt by researchers to grasp medieval society as a wholistic phenomenon. In this essay the author investigates the Bakufu's way of administering justice by concentrating on the characteristically medieval institution of *teichū* (庭中), or directly petitioning the Bakufu's court from "within the garden."

The accepted explanation of *teichū* had heretofore been offered by the legal historian, Ishii Ryosuke, who defined the institution as a remedial procedure classed along with appeals over the generally allowed three petitions (*osso* 越訴) for requesting a re-trial on grounds of errors in legal procedure by the court. However, through an investigation of petitions delivered through the procedure of *teichū* to the Bakufu prefects (*tandai* 探題) in Kyoto (Rokuhara 六波羅) and Kyushu (Chinzei 鎮西), the author was able to establish that rather than a request for redress in procedural errors, *teichū* was actually a form of directly filing petitions with the court's clerk (*hikitsuke tōnin* 引付頭人). Therefore based on this evidence combined with consideration of the "spacial order of things" within the architecture of the Bakufu headquarters in the Kanto plain, the term *teichū* can be thought of as expressing the action of directly petitioning the Bakufu's court verbally from the environs of its garden.

Next in consideration of the two important elements of *teichū*, the garden and verbal communication, the author was able to establish that originally filing (*shinsei* 申請) of petitions was done orally and that the stage for this oral presentation was a garden.